

第 1 回検討委員会の議事概要

■概要

日 時	令和 6 年 8 月 29 日（木）10：00～13：00
場 所	沖縄県南部合同庁舎 5 階第 3・4 会議室
参加者	上地委員（委員長）、越智委員、湧川委員、末崎委員、佐藤委員（オンライン参加）、目島委員、中村委員、坂本委員代理、松村委員、田場委員、星委員、並里委員、高宮委員、大島委員、豊田委員、諸見里沖縄県文化観光スポーツ部長、宮城沖縄県総務部長
議 事	1 文化観光スポーツ部長の意見提示依頼 2 検討委員会の運営に関する基本的事項 (1) 委員長の選任 (2) 会議の公開・非公開 3 平成 30 年度の検討結果及びその後の経緯 4 今後のスケジュール 5 観光目的税（宿泊税）に係る論点整理

■議事概要

- 1 文化観光スポーツ部長の意見提示依頼
資料 1 「文化観光スポーツ部長の意見提示依頼」により文化観光スポーツ部長の意見提示依頼について事務局から説明がなされた。
- 2 検討委員会運営に関する基本的事項
 - (1) 資料 2 「観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会運営要綱」により委員長の選任について事務局から説明がなされ、委員の互選により上地委員が委員長に選任された。
 - (2) 資料 4 「附属機関等の会議の公開」により会議の公開について事務局から説明がなされ、今後の会議の公開が決定した。
- 3 平成 30 年度の検討結果及びその後の経緯
資料 6 「平成 30 年度の検討結果及びその後の経緯」により平成 30 年度の検討結果及びその後の経緯について、事務局から説明がなされ、各委員から質疑、意見の提示があった。
- 観光振興基金について、中長期的な視点の事業展開に難しさがある。観光目的税においても、その用途を毎年度検証できる事業だけに限るといふようにならないよう注意すべきではないか。そのほか基金については、4 つの用途区分のバランス、事業を作る上での観光業界等からの意見の反映に課題がある。

資料 1

- 資料 8「沖縄ツーリズム産業団体協議会からの要請書」について、委員から追加説明があった。
- 観光振興には、メリット、デメリットが顕在化する。観光振興と弊害の未然防止、公民の役割分担に留意して宿泊税の議論をすべき。
- 観光振興基金について、宿泊税導入後はどうなるのか、今後の想定も含めて検討しながら議論を進める必要がある。
- 中長期的な事業展開の際、毎年度の検証の難しさの指摘があったが、途中経過の報告、それに基づく取組み内容の修正はできるのではないか。
- 基金の用途について、もっと身近な視点で考えるべきではないか。離島の場合、ごみ処理とトイレと移動をどうするかが課題となっており、これを解決するために竹富町では訪問税が議論されている。滞在型観光を進める中、日帰り客ではなく宿泊者から税を徴収するにはジレンマを感じる。とりやすいところから取るという考えはやめて欲しい。
- 宿泊税の議論の際、地域特性にも留意が必要。地域が抱える課題と県全体で考えないといけない課題がある。県と市町村の役割分担を明確にしながら議論する必要がある。

4 今後のスケジュール

資料 9「今後のスケジュール」によりスケジュールについて事務局から説明がなされた。案では会議が 3 回開催予定としているが、必要に応じて回数を増やすこととすると説明があった。

5 観光目的税（宿泊税）に係る論点整理

資料 10「観光目的税（宿泊税）に係る論点整理」により各論点ごとに事務局から説明がなされ、各委員から質疑応答、意見の提示がなされた。

(1) 宿泊税の概要について

- 1 頁にある宿泊税を導入することでどのように消費単価の向上や滞在日数の延伸ができるのか気になる。
- 1 頁に「住んでよし、訪れてよし、受け入れてよし」「安全、安心、快適」な観光地づくりとあるが、これは市町村も取り組まなければならない。今回は、県の宿泊税を議論するとなっているが、市町村の話も入っており、議論が混乱していないか。
- 3 頁で法定外目的税新設の手続きの説明があるが、委員会で宿泊税の用途等に納得して、県として宿泊税の導入が決まってからの話。
- 宿泊税は法定外目的税として導入される。法定外目的税は各自治体の課税自主権に基づく制度。県が主体、このため、制度の導入に向けて議論をつくり、だれからも疑問を持たれない制度を作る必要がある。
- 消費価格に対して宿泊税を課税する場合、消費税と併課する個別消費税としての性格を持つ。消費税と併課、重複がなく、かつ相互補完的な役割分担が整備されているということが大前提になる。
- 各地域の宿泊実態等に応じて公平性が確保され過重な負担とならないこと、

言い換えれば広範な理解と受容性があるということ、担税力の高い方に関して過重なものになっていないかどうかこのような視点に留意する必要がある。

(2) 税の使途

※議論の流れで論点「4 県と導入予定市町村の税率・税配分」もここで議論となった。

- 住宅宿泊事業法の届出の宿泊施設も課税対象となっていることは納得できない。民泊事業者に対してコロナ禍で支援がなかった中、なぜ税の徴収が課されるのか。
- 税、課税対象となる行為や課税対象について公平性、客観性などが大原則。それを失った税は、不満や不平が出て制度が安定的なものとならない。
- 課税対象について同じような行為をしているのに、法律の取り扱いが違うからといって、それを分けるというのは、公平性の観点からすると問題。
- 宿泊事業者としては、特別徴収義務者となる負担は非常に大きい。税として取る以上は生き金として使っていただきたいというのが本音。
- 県が実施した財政需要調査の内容が分からない。この内容がどのようなものか、宿泊税の使途としてふさわしいのか検討していく必要がある。
- 平成 30 年度の議論では、空港で徴収して欲しいという意見もあった。しかし、自分たちができる範囲でとなり、宿泊行為が課税対象となった。宿泊に課税するなら、宿泊事業者の意見も反映させて欲しい、逆に、宿泊税を徴収する宿泊事業者の意見を反映させやすいという側面もある。
- 宿泊税に関して、市町村の事業は市町村が考えるから関与しないというのは無責任という気がする。県として宿泊税をどのように活用するのか示して、市町村の活用の際の参考にさせるべきではないか。
- 税を導入する予定の市町村としては、検討委員会で決めた県の方針に沿って行く。ただし、各市町村それぞれ地域特性があり、これに準じて、機動力のある対策をしないとイケない。宿泊税の活用についてはガラス張りにしていく。
- 税を導入しない予定の市町村としては、配分に関して、市町村が自由に活用できるようにして欲しい。一括交付金のように一つ一つの事業を申請してとなると、とても煩雑で効率的でもない。
- 徴収事業者への説明も重要だが、やはり納税者である宿泊客に対して説明できるよう目的を明確化することが一番大事。観光目的税によってこのようなことをしているということ自体が沖縄観光の新たなブランドとなるようにできれば良い。
- 使途について「県民理解」とある。この言葉は受忍という意味合いの理解もあるし、積極的に好感を持って指示してもらうという意味の理解もある。観光が沖縄にあることのメリットが県民に伝わるような使途を考える必要がある。

(3) 税率設定のあり方

- 定率制については、消費税と課税標準を同じくする。この点について、き

ちんと議論すべき。総務大臣が同意したから、条例の適法性が担保されるものではない。定率でいく場合、消費税との二重課税であり、条例が違法であると裁判で示される懸念はある。

- 税の使途の話で出てくるかも知れないが、県としてやらなければならない行政サービスを整理する必要がある。
- 定率制にもメリットはある。目的税が応益税と言っても、一定の応能性も考慮すべき点もある。インフレ時の税収の伸びも期待できる。ただし、定額制は定率制に比べ簡素さで勝るという点はある。ホテル料金は、食事代が含まれていたり、団体割引や季節によっても日によっても変わる。同じ部屋なのに料金が異なり税額が異なるとなると簡素でもないし、公平でもない。
- 税の導入を予定している市町村があるとのことだが、バラバラで課税するとその後、調整が難しくなるので、県で統一した制度を導入した方がよい。
- デフレ経済から、今はインフレ傾向となっている。法的なリスクがかなり高いというものでない限り、物価上昇に連動して税収が増える定率制がよいのではないか。
- 宿泊税を何に使うのかわからない中で、定率、定額の議論はできないのではないか。

【課税免除】

- 本日は、論点整理で、各論を議論するのは次回以降ではなかったか。既に会議終了時間を大幅に超過しており、これに関する議論は次回以降でよいのではないか。
- 事前に各委員から意見を聴取した方がいいのではないか。